

南川水系河川整備基本方針

福 井 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	1
1.1. 流域及び河川の概要.....	1
(1) 流域の概要	1
(2) 河川の概要	3
1.2. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	6
(1) 災害の発生の防止または軽減	6
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	6
(3) 河川環境の整備と保全	7
2. 河川の整備の基本となるべき事項.....	9
2.1. 基本高水並びにその河道および洪水調節施設への配分に関する事項.....	9
2.2. 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	9
2.3. 主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅に関する事項.....	10
2.4. 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項.....	10

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1. 流域及び河川の概要

(1) 流域の概要

南川は、京都府・滋賀県との境の若丹山地にある頭巾山に源を發し、大飯郡おおい町（旧遠敷郡名田庄村）を東流し、北東に方向を変えてからは小浜市内を流れ、途中、支川である田村川のほか多くの溪流や小河川を併せ、日本海に面した小浜湾に注ぐ二級河川です。

流域面積は211km²、法定河川延長は南川32.42km、田村川8.6kmです。

その流域は、おおい町および小浜市に属し、おおい町では旧名田庄村区域の全面積を、小浜市では全面積の約5割を占めています。流域のほぼ9割が山地で構成されており、上、中流部の沿川では狭小な谷底平野に集落、農地が形成され、下流部は沖積平野に立地する小浜市の中心市街地を貫流しています。

(地形・地質)

南川とその支流により形成された扇状地性低地を挟み、200～400mの小起伏山地および400～600mの中起伏山地が広がります。小浜市街地が形成されている下流部は、三角州性低地となっています。

地質は、南川とその支川に沿っては更新統～完新統の砂礫層が分布しています。周辺の山地は、大半が粘板岩より形成され、珪岩質岩石、輝緑凝灰岩が地質断層に沿って点在しています。

(気象)

南川流域が位置する若狭地域は、日本海気候区に属しますが、北陸地方の最南端に位置し、また若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受けて、気候は比較的温暖です。

降水量は、梅雨期の6～7月、台風期の9月のほか、冬季に雪が多い日本海気候区の特徴を反映し、12～2月が多くなっています。

(植生)

上流部の山地では、自然植生のブナ林とスギ・ヒノキなどの植林による常緑針葉樹林帯が形成されています。中・下流部では、スギ・ヒノキなどの植林および常緑の低木・中木を下生えとするアカマツ・クロマツ林が主体となっています。

流域内の貴重な植生としては、「^{かりた ひ め じんじや}苧田比売神社のムクノキ」「^{わかみや はちまん じんじや}若宮八幡神社のフジ」「^{の かたに}野鹿谷のシャクナゲ自生地」が県指定の天然記念物、「^{みょうゆうじ}妙祐寺のシダレザクラ」が市指定の天然記念物であるほか、特定植物群落として「^{おおたき}名田庄村大滝のヒメムカゴシダ群落」「^{おおたき}名田庄村大滝のコウヤマキ林」「^{ひとつたに}頭巾山ホンシャクナゲ群落」「一ツ谷国有林の暖地性植物」が存在しています。

(景観)

流域の景観は、下流部に形成された市街地を中心とする景観、流域の大部分を占める山地と南川沿川に点在する集落および農地がつくりだす景観とで構成されています。また、南川最上流の野鹿谷に位置する「^{の か}野鹿の滝」、県境の山地に位置する非火山性孤峰の八ヶ峰、頭巾山は、自然景観資源となっています。

(人口・産業)

流域が位置する小浜市の人口は約 32,000 人、おおい町（旧名田庄村）の人口は約 2,700 人となっています。近年の人口推移は、緩やかな減少傾向にあります。産業別就業者人口は、小浜市、おおい町（旧名田庄村）とも第3次産業が多く、ともに全就業者数の約6割を占めています。

(土地利用)

流域の土地利用は、小浜市、おおい町(旧名田庄村)ともおよそ9割が山林で占められています。南川の上中流域では、沿川に形成された平地が集落や農地として利用されています。河口部周辺には、小浜市の市街地が形成されています。宅地や工業地、商業地といった都市的土地利用は、小浜市では4%近くを占めるのに対し、おおい町(旧名田庄村)では1%未満となっています。

(観光)

流域の観光資源は、沿岸部では、若狭湾国定公園に指定されている美しい海岸景観や豊かな海産物を活かした施設などが整備されています。山間部では、緑豊かな自然環境や地域の歴史を活かした観光資源があります。

(交通)

流域内の主要な交通は、海岸沿いを走る国道 27 号、南川に沿って走る国道 162 号等の道路があり、海岸沿いには J R 小浜線が通っています。

また、平成 15 年に舞鶴若狭自動車道まいづるわかさじどうしやどうが開通し、関西地方とのアクセスの利便性が向上しました。

(歴史・文化)

この地域は、古くから日本海を隔てた対岸諸国との交易が行われ、日本海側の要港として栄えていました。陸揚げされた大陸文化や各地の物産は「鯖街道」さばかいどうなどを経て、近江、京都、奈良にもたらされました。

流域内には、国指定重要文化財の妙楽寺本堂みょうらくじや国指定史跡の後瀬山城跡をはじめ、陰陽道宗家安部氏の遺跡おんみょうどうそうけあべしである県指定史跡の土御門家墓所つちみかどけぼしよや県指定名勝の円照寺庭園えんしょうじなど、有形・無形を含め多くの歴史的な文化財があります。また、地域の特徴的な植生等が天然記念物に指定されています。

(2) 河川の概要

河口～5.8k は有堤部区間で、河床勾配が 1/770～1/470 程度と水系の中では比較的緩勾配となっています。河口から 2.3k までの区間は、潮汐の影響を受ける感潮区間です。5.8k～県管理区間上流端 (32.0k) は、河床勾配が 1/390～1/70 と急勾配です。このうち 5.8k～18.0k は堀込河道区間、18.0k～上流端では有堤部と堀込河道部が混在した河道形状となっています。

(治水事業の沿革)

南川水系の治水事業は、古くは明治 29 年、32 年の 2 度にわたる台風による洪水災害の復旧工事が行われています。浸水等により小浜市、おおい町地域の交通機関が絶たれ、当地域が一時孤立状態になるほどであったため、直ちに災害救助法の適用による復旧が開始されました。復旧には 5 年の歳月を要し、工事費用の大部分が河川の復旧に費やされていることから、被害の甚大さがうかがえます。工事は、奥坂本・納田終・中において堤防や護岸決壊河床の復旧が行われました。

一方、近年における治水事業の沿革は、大正 6 年からは、北川を東側に付け替えて、小浜町内を著しく迂回していた南川は北川の旧河道に移動させ、昭和 16 年に現

在の南川の河道が概成しました。その後、昭和 28 年 9 月の台風 13 号による大出水を契機として、昭和 29 年度より河川災害復旧助成事業として、基準地点^{わくくり}和久里地点における計画高水流量を 1,800m³/s と定め、掘削、護岸整備等が行われました。

また、昭和 55 年からは、14.0k~17.6k の区間で、中小河川改修事業により掘削、護岸整備等が行われました。

(水環境)

南川では、水質の環境基準はA類型に指定されており、環境基準点の湯岡橋^{ゆのおかばし}(2.4k 付近)で水質調査が行われています。最近 10 年間の水質の推移をみると、全ての地点で BOD (75%値) が環境基準値を下回っており、良好な水質が保たれています。

また、水量については、経年的に安定しており、これまで本水系に関わる渇水被害は報告されていません。

(河川と流域の生物)

河口~約 2.3km の潮止堰までは感潮域となっており、ボラやスズキ、マハゼなどの汽水・海水魚やカジカ中卵型、ゴクラクハゼ、ヌマチチブなどの回遊魚のほか、ゴカイ、イシマキガイなど汽水域に生息する種が主となっています。早春には産卵のため遡上するシロウオを対象にイサザ漁が行われており、秋には産卵のため遡上するサケが見られます。南川大橋より上流では水際部にヨシが帯状に分布し、ヨシの後背地にオギ群落が広がり、ヤナギ林がパッチ状に分布しています。また、カワヂシャが水際部に点在しています。越冬期にはマガモ、カルガモ、ヒドリガモなどのカモ類が多く見られます。

潮止堰~坂本川合流点(約 2.3~約 25.8km)では、河川敷や中州が発達し、その間を蛇行しながら水が流れており、連続した瀬や淵が各所にみられます。河道内にはツルヨシが広がり、タチヤナギ林がパッチ状に分布しています。水際部ではカワヂシャやミクリが確認されています。魚類は、純淡水魚が主体で、スナヤツメ、ムギツク、アカザ、カジカ、カワヨシノボリなどが確認されています。鳥類は、イカルチドリやキセキレイ、カワガラスなど中~上流域の水辺に生息する種がみられます。また、特に昆虫類ではグンバイトンボやアオサナエなど、県下有数の多様な流水性トンボ類がみられます。

坂本川合流点~上流端(約 25.8km~)では、河道内にツルヨシが繁茂し、流水面が狭くなっています。魚類は、純淡水魚が主体で、アカザ、ヤマメ、アマゴ、カジカ

などが確認されています。

また、流域内には、鳥類のクマタカ、ハヤブサ、ヤマセミ、魚類のホトケドジョウ・カマキリ等の貴重種の生息が確認されているほか、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオの確認記録もあり、豊かな生態系が形成されています。

(水利用や河川の利用)

河川水は、農業用水として沿川のかんがい利用されているほか、小浜市で水道用水として利用されています。

南川本川のほぼ全域には、内水面漁業権が設定されており、アユ、アマゴ、ヤマメを中心とした漁が行われています。また、河口では、春先イサザ漁が行われ、生きたイサザ（シロウオ）の躍り食いが珍重されています。中流部では、アユ釣りの利用があり、シーズンになると釣り人の姿が見られます。

1.2. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川改修の現状、砂防・治山工事の実施の状況、水害発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会・経済情勢との調和や、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとします。

また、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切な管理を行っていきます。特に堤防、樋門等の河川管理施設については、常に良好な状態を保持しその機能を確保するよう、維持補修や機能改善などを行うとともに、これら施設管理の高度化・効率化を図ります。

さらに、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護精神の醸成、住民参加による河川管理を推進します。

(1) 災害の発生の防止または軽減

沿川地域を洪水から防御するために、河道については、堤防の新設及び拡築、引堤、掘削等を行って河積を増大し、計画規模の洪水の安全な流下を図ります。堤防等の整備にあたっては、軟弱地盤対策や地震対策にも配慮します。

計画規模を上回る洪水や高潮、及び整備途上における施設能力以上の洪水などによる被害の軽減を図るために、平常時から水防体制の維持・強化、雨量・水位情報等の災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、水防警報、洪水予報の強化、土地利用や都市計画との調整、浸水しても被害を最小限にする対策等を関係機関や地域住民等と連携して推進します。

なお、支川及び本川中上流区間については、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行います。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を確保するため、利水者や地域住民などの関係者と連携して適正な水管理に努めます。また、渇水時等の対策として、

情報提供、情報伝達等の体制を整備し、利水者相互間の水融通の円滑化を図るなど、利水者や地域住民との連携を図りながら、被害が最小限となるよう努めます。

(3) 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、南川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、南川の流れが生み出す良好な河川環境や、多様な動植物が生息・生育・繁殖する基盤となる自然環境を保全し、次世代に引き継ぐようつとめます。

このため、地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の低減・回避に努め、良好な河川環境の維持を図ります。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努めます。その実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進します。

動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、河川に生息する多様な生物について定期的な調査を実施のうえ、データを収集・整理し、状況の把握に努めるとともに、河川工事に際しての配慮事項などを検討する上での基礎資料とします。また、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努めます。

上流部では、アカザ、ヤマメ等の魚類等の生息場となる瀬・淵の保全に努めます。

中流部では、カジカ、スナヤツメ等が生息する瀬・淵の保全や、カワヂシャ、ミクリ等の水生植物が生育する湿性環境の保全に努め、ゲンバイトンボ、アオサナエといった流水性トンボ類の生息環境に配慮します。

下流部では、シロウオ等の汽水・海水魚の生育環境や、水際部における植生環境の保全・回復に努めます。

外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等に努めます。

良好な景観の維持・形成については、周辺の山々や田園風景と調和した河川景観の保全を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努めます。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関・地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水

質の保全に努めます。

また、人と河川とのふれあいについては、流域の人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた南川の恵みを活かしつつ、自然環境との調和を図りながら、自然とのふれあい、環境学習ができる場等の整備と保全を図るとともに、日頃から川に親しんでもらうため河川に関する情報を流域の住民に提供するとともに、河川愛護の思想の普及に努めます。

さらに、健全な水循環系の構築や良好な水質・水量の確保・保全を図るため、関係機関をはじめ、流域全体で一体となって取り組んでいきます。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

2.1. 基本高水並びにその河道および洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和40年9月洪水や平成16年10月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点和久里において $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを全て河道に配分します。

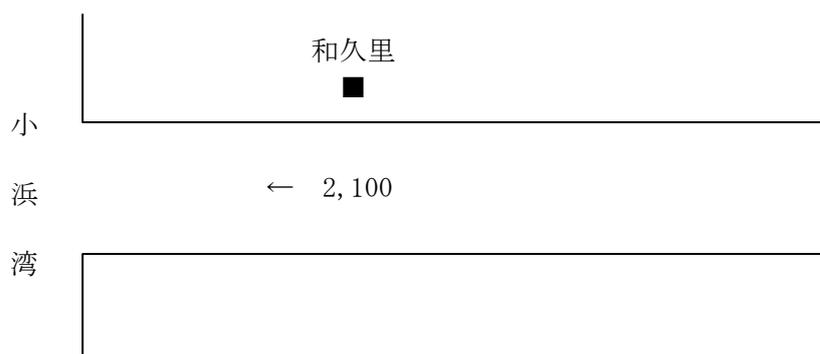
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
南川	和久里 (河口から2.45km)	2,100	0	2,100

2.2. 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、和久里地点において $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とします。

南川計画高水流量図



(単位： m^3/s)

2.3. 主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとします。

主要地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
南川	和久里	2.45	+ 6.76	130

注) T.P. : 東京湾平均海面

2.4. 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

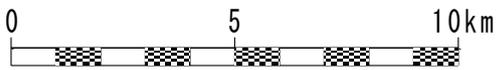
南川水系和久里地点における既得水利は、農業用水として最大で $4.51\text{m}^3/\text{s}$ の取水があります。

また、過去 28 ヶ年（昭和 54 年～平成 18 年）の平均濁水流量は $2.08\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は $4.78\text{m}^3/\text{s}$ と推定されます。

和久里地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、景観の保持等を考慮して、4 月中旬～4 月下旬は概ね $0.8\text{m}^3/\text{s}$ 、4 月下旬～5 月中旬は概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、5 月下旬～8 月中旬は概ね $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、8 月下旬～9 月下旬は概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、9 月下旬～4 月上旬は概ね $1.0\text{m}^3/\text{s}$ とします。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものとします。

(参考図) 南川水系図



凡例	
■	基準地点
—	南川流域
—	法定河川
—	普通河川
←	法定河川上流端
- - -	県境
- · - · -	市町村境

